

肥料価格高騰対策事業(国の支援事業)のお知らせ

事業内容

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

対象者

農産物の販売実績があり、化学肥料の使用量削減に取り組む農業者

支援の対象となる肥料

令和4年6月～令和4年10月に購入した肥料(対象外の銘柄は除く)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。(下記の計算式より算出)

$$\text{支援金} = \left[A - A \div 1.4 (\text{価格高騰率}) \div 0.9 (\text{使用量低減率}) \right] \times 0.7$$

A: 令和4年6月～10月に購入した対象となる肥料代金(税込)

申請方法

農協で購入いただいた肥料に対する支援金の申請につきましては、各営農センターにて受け付けします。(受付期間 11月30日まで)

* 農協以外で購入された肥料につきましては、購入先へお問合せください。

お問合せ先

支援金の申請につきましては、肥料を購入いただいた営農センターへお問合せください。

南営農センター [Tel425-5931](tel:425-5931)

北営農センター [Tel485-6211](tel:485-6211)

東中央営農センター [Tel443-8022](tel:443-8022)

湖西営農センター [Tel578-2288](tel:578-2288)

西営農センター [Tel485-2127](tel:485-2127)

湖北営農センター [Tel527-1711](tel:527-1711)

浜北営農緑花木センター [Tel586-1116](tel:586-1116)

花き営農センター [Tel439-8100](tel:439-8100)